

手数料

18,200 円

ただし、次の表の左欄に掲げる場合は、同表の右欄に掲げる額に減額されます。

減 額 さ れ る 場 合	減 額 後 の 手 数 料
<p>1 25歳未満の者（令和4年度に25歳に達した者を含み、出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者を除く。2において同じ。）であって、受検の申請時に雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者（2において「被保険者」という。）であるもののうち、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発総合大学校の訓練生（短期間の訓練課程の訓練を受ける者及び事業主に雇用される者を除く。）又は学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに準ずる教育施設の生徒若しくは学生（3において「在校生等」という。）である者が3級の実技試験を受検する場合</p>	<p>3,100円</p>
<p>2 25歳未満の者であって、被保険者であるものが2級又は3級の実技試験を受検する場合（1に掲げる場合を除く。）</p>	<p>9,200円</p>
<p>3 在校生等が3級の実技試験を受検する場合（1に掲げる場合を除く。）</p>	<p>12,100円</p>